

東京ゼロエミ住宅導入促進事業における助成金事業に係る事業者登録要綱

(制定) 令和6年3月25日付5都環公地温第4758号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金の交付事業において、申請を行う事業者の登録を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる助成金交付事業（以下「本事業」という。）は、次に掲げる事業の規定に基づき、公社が事務を執行するものとする。

- 一 東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱（令和元年6月21日付31環地地第127号）
 - 二 その他公社が指定する事業の規定
- 2 この要綱において使用する用語の定義は、前項各号に掲げる事業の規定において用いる用語の例による。

(登録事業者)

第3条 この要綱において、登録の対象となる事業者（手続代行者、リース等事業者及び建築主となる住宅供給事業者等を含む。以下「登録事業者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 当該年度の見込み又は前年度（4月1日から3月31日まで）における助成金の申請数（手続代行を含む。）が、10件以上ある者
 - 二 前号のほか公社が必要と認める者
- 2 前項の登録事業者は、その使用する者のうちから統括者を1人定めて、その氏名その他必要な事項を公社へ別記第1号様式により申請しなければならない。統括者を変更したときも同様とする。
- 3 前項の申請は、公社が指定する電子情報処理組織により申請することができる。

(統括者)

第4条 統括者は、当該登録事業者が行う本事業の全ての申請手続きに関し、当該登録事業者内の本事業に係る従業員等に対して、本事業における義務、申請手続きの方法、留意点、禁止事項等について周知及び教育を徹底するものとする。

- 2 統括者は、本事業の交付要綱等に基づく申請手続きについて、書類不備の縮減等を推進するものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 公社は、本事業の実施に関して知り得た登録事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

附 則
この要綱は、令和6年3月25日から施行する。